

審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された企画提案書について審査を行い、最も評価点が高い者を採択案件に決定する。採択件数は、公募時点の予定件数であり、審査委員会の採択により増減する場合がある。

II. 審査方法

本委託事業者を選定するための審査は、客観性、公平性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する技術審査委員会を設置し、提出された企画提案書について、技術審査委員会を実施し、その評価点及び委員の意見を踏まえて行う。

また、必要に応じて提案者に追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は、提出された企画提案書ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うこととし、下記の評価項目ごとに評価基準による５段階評価等を行い、各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の評価点とする。また、評価点が４０点に満たない場合は不合格とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業を円滑に実施するために各関係者との連携が図れていること。
- ③ 事業を効果的に遂行するための専門知識を有しており、且つ類似業務・分野の実績等を有していること。
- ④ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。

2 事業内容に関する評価

- ① 事業の趣旨等に沿った具体的な提案となっていること。
- ② 事業計画等が具体的に設定され、事業内容等が課題に対して具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業内容等が選択したテーマにおいて先進的、且つ創意工夫されたものであり、インバウンド誘客に繋がる内容となっていること。
- ④ モデル事業という特性を踏まえ、目標設定、事業成果の把握・評価、改善点の抽出・対応策の検討が適正に行える提案となっていること。
- ⑤ 事業終了後に持続的・発展的に事業を行えるものとなっていること。
- ⑥ 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

〔評価基準〕

1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

- ・大変優れている＝5点（10点）
- ・優れている＝4点（8点）
- ・普通＝3点（6点）
- ・やや劣っている＝2点（4点）
- ・劣っている＝1点（2点）

※（ ）内は重点評価項目の得点

2 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.75点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2.25点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝0.75点
- ・プラチナくるみん認定＝1.5点

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝1.5点

○ 上記に該当する認定等を有しない＝0点

別 表

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1－①	5	5	4	3	2	1
1－②	5	5	4	3	2	1
1－③	5	5	4	3	2	1
1－④	5	5	4	3	2	1
2－①	10	10	8	6	4	2
2－②	10	10	8	6	4	2
2－③	10	10	8	6	4	2
2－④	10	10	8	6	4	2
2－⑤	10	10	8	6	4	2
2－⑥	5	5	4	3	2	1
3	2.25	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。 ----- ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定） ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.75点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点 ・認定段階3＝2.25点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん認定＝0.75点 ・プラチナくるみん認定＝1.5点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝1.5点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0点 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。				